

第2期指宿市教育振興基本計画(後期計画)(案)に対するご意見とそれに対する教育委員会の考え方

No.	ページ	ご意見等	意見に対する教育委員会の考え方
1	全般	<p>「前期計画(案)」のパブコメで「目次を追加したらどうか」との意見を提出したが、「市の考え方」は「教育大綱と前期計画を合体した際に”目次”をつける」とのことだったが、「基本計画」, 「教育大綱」, 教育大綱と基本計画を合体した「指宿の教育」はそれぞれが目次を備えた独立したものとする。「表紙」と「目次」をつけるべきである。</p>	<p>今回が後期計画であることを踏まえ、前回の前期計画での回答と同じになりますが、「指宿市教育大綱」と「第2期指宿市教育振興基本計画(後期計画)」は、「指宿の教育」という冊子にまとめますので、そこに目次は掲載します。 ご提案内容は、ご意見として承ります。</p>
2	全般	<p>「後期計画」は「前期計画」の実績を踏まえたものと理解しているが、例えば、① 後期計画ではどの部分を新規に追加したのか、② 前期計画のどの部分は削除したのか、③ 前期計画のどの部分の内容を変更したのか、といったことをどこかに記しておく必要があると思うがどうか。 なお、46ページの「Ⅲ-③」は新規に追加されており、49ページは前回のパブコメ意見を考慮していただいたのかどうかは分かりませんが内容が一部変更されていることが確認できる。</p>	<p>15ページ「3 具体的な施策の展開」の施策の項目については、現在の県の教育基本計画である「第4期鹿児島県教育振興基本計画(令和6年度～令和10年度)」(以下、「県の計画」という。)を踏まえた項目の追加や、内容が関連したり重複したりしていた項目の統合・整理をしています。 1つ目に、県の計画における項目の追加を踏まえ、ご指摘のとおり、46ページ「Ⅲ-③ 学校における働き方改革の推進」を追加しています。 2つ目に、前期計画における「Ⅲ-⑤ 安全・安心な学校づくり」と「Ⅲ-⑥ 学校規模の適正化と教育環境の整備・充実」は、内容が関連しているとともに、内容も重複することから、ご指摘のとおり、49ページの「Ⅲ-⑥ 学校規模の適正化と安全・安心な学校づくり」に統合しています。 3つ目に、県の計画を踏まえ、前期計画における「Ⅳ-② 地域を支える次世代の人づくり」は、50～51ページ「Ⅳ-① 地域ぐるみでの子どもの育成」に統合しています。 これら以外の項目の追加・削除等の大きな変更はありません。 ご提案内容は、ご意見として承ります。</p>
3	3ページ	<p>「2生徒指導」の1行目に「いじめ」とあるが、昨今では「いじめ」と言うより「暴行」と認識される事案がみられます。本後期計画では「いじめ」ではなく「いじめや暴力行為等」という用語に統一しておく必要はないか。 なお、17ページ1行目にはこの用語を使用している。</p>	<p>「2 生徒指導」1行目の該当部分においては、「いじめの重大事態」を一つの単語として用いているため、現行のままとします。 また、文部科学省では、「暴力行為」を、「自校の児童生徒が、故意に有形力(目に見える物理的な力)を加える行為」、「いじめ」を、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。）」と定義しており、2つの言葉は使い分けがなされているため、本計画で用いられる「いじめ」の部分「いじめや暴力行為等」という用語に統一することはせず、現行のままとします。</p>
4	10ページ	<p>「グローバルな立場から・・・発展を生み出し」、「世界を舞台に・・・ルール形成をリード」などがある。高い目標や理想を掲げることは重要だが、表現が全体的に飛躍しているように感じるが、どうか。</p>	<p>当該箇所に示した市民像は、県の計画に示された人間像を参酌したものです。 御指摘を踏まえ、本市の具体的施策がこの市民像につながり得るか精査したところ、飛躍ととらえられかねない可能性があることから、「グローバルな立場から社会の持続的な発展を生み出し、」を削除します。</p>

第2期指宿市教育振興基本計画(後期計画)(案)に対するご意見とそれに対する教育委員会の考え方

No.	ページ	ご意見等	意見に対する教育委員会の考え方
5	11～12ページ	<p>最下行から次ページの3行まで「デジタル・・・」とあるが、これは「デジタル化による作業の効率化・最適化」についての指宿市の現状をお示しいただいているものと思う。</p> <p>一方、36ページ最下段にもあるとおり「生成AI」の登場によりこれまでの「デジタル化」とは“質”の違う変化が起きており、文書作成や人間の思考・創造力の補完など、生成AIが「知的作業」を担う段階へと移行しつつあります。既にビジネス分野ではAIの実装が進み、大学生や高校生、中には中学生も学業や私的レベルで活用し始めている中で、フェイク画像や教育現場での資料の著作権問題などが発生している。</p> <p>AIは教育分野にも直ぐに浸透して来るであろうことから、AIに関して先ずは教職員に対する37ページにある「情報モラル教育」や「AIの活用方法」などの研修が必要と考えるが、それらへの考え方や取組方針を盛り込んでおく必要はないか。</p>	<p>教職員に対する「情報モラル教育」や「AIの活用方法」などの研修については、これまでも情報教育担当者を中心に、市教委主催の研修会において、指導しておりますが、御指摘いただいたように、今後も様々な問題が発生すると思われます。</p> <p>36ページ前半に記載されておりますように、学習指導要領においても、「情報活用能力」は学習の基盤となる資質・能力の一つとして明確に位置付けています。「情報や情報技術を適切かつ安全に活用していくための情報モラル」の育成の充実のためにも、教職員に対する研修をより一層充実させていきたいと思えます。</p> <p>その上で、ご提案内容はご意見として承り、現行のままとします。</p>
6	11ページ 13ページ	<p>タイトルの「1 本市教育・・・」、「2 本市教育・・・」の「本市」は必要ないのではないか。</p>	<p>県の計画における表記に準じ、現行のままとします。</p>
7	17ページ	<p>「2これからの・・・」の4行目に「自己指導能力」とあるが、これは自分が勉学を進める際の「目標設定能力」や「学習実行力」などを指す用語と理解している。ところが、「2」の内容をみると、「個性の発見」や「社会的資質・能力の発達」、「他者の主体性の尊重」といった用語が並んでいることから、ここでは「自己調整力」、あるいは、「自己制御力」といった用語が適切ではないか。</p>	<p>「自己指導能力」は、文部科学省が小学校段階から高等学校段階までの生徒指導の理論・考え方や実際の指導方法等についてまとめた、「生徒指導提要(令和4年12月)」において用いられている用語であるため、現行のまま用います。</p> <p>ただし、「自己指導能力」をより正確に説明するために、現行の「児童生徒一人一人が自発的、(中略)、実行する力、すなわち」の部分、生徒指導提要の表現に合わせて「児童生徒が、深い自己理解に基づき、「何をしたいのか」、「何をすべきか」、主体的に問題や課題を発見し、自己の目標を選択・設定して、この目標の達成のため、自発的、自律的、かつ、他者の主体性を尊重しながら、自らの行動を決断し、実行する力、すなわち」に改めます。</p>
8	17ページ	<p>「全教職員が一体となった「チーム学校」とあるが、「チーム学校」とするための教職員の具体的な取組、また、関連するマニュアルの整備状況等について示して欲しい。</p>	<p>「学校の生徒指導体制を充実させ、全職員が一体となった」の部分、生徒指導提要の文言を用いて、「校長のリーダーシップの下、カリキュラム、日々の教育活動、学校の資源が一体的にマネジメントされ、教職員や学校内の多様な人材が、それぞれの専門性を生かして能力を発揮し、子どもたちに必要な資質・能力を確実に身に付けさせることができる」に改めることにより、より具体的に示します。</p>

第2期指宿市教育振興基本計画(後期計画)(案)に対するご意見とそれに対する教育委員会の考え方

No.	ページ	ご意見等	意見に対する教育委員会の考え方
9	40ページ	<p>国際理解教育においては、教える側での指導方法や教材が十分に整備されていないことなどが課題として挙げられているが、何よりも国際理解に関する知識や経験を持った教員がほおられないことが課題ではないかと推察している。教員のこの分野での自己啓発等を支援するための情報提供や各種団体が開催している海外経験などを含む研修参加のために必要な休暇取得等に係る支援制度はどうか、示して欲しい。</p> <p>ちなみにJICAでは、途上国を実際に訪問し教育現場やJICA事業を視察する「教師海外研修(教育行政コース・教員向けコース)」や国際理解教育の授業実践経験がある教員を対象とした「国際理解教育／開発教育指導者研修(国内研修)」などを実施しており、中には青年海外協力隊への参加における支援制度を設けている自治体もある。</p>	<p>教員が海外での奉仕活動や他国での国際交流活動に従事することについては、その教員の資質・能力の向上が図られるだけでなく、帰国後、その経験が教育現場で活用、共有されることによって、我が国の教育の更なる国際化の促進が期待されます。本県においては、国際貢献活動を希望する職員に対し、任命権者は、その身分を保有させたまま最大3年間の休業を承認できるとされています(「鹿児島県職員等の自己啓発休業に関する条例(平成20年3月28日条例第6号)」)。ただし、地方公務員法第26条の5第3項に基づき、自己啓発等休業をしている期間の給与は支給されません。</p> <p>御指摘のあったJICA海外協力隊春募集現職教員特別参加制度についてですが、本県では令和2年度派遣から当該制度による募集は実施されておらず、JICA海外協力隊へ参加を希望する教員は、一般公募から応募した上で自己啓発等休業での対応となっていることから、特段、示すことはせず、現行のままとします。</p>
10	45ページ	<p>保護者等からの過剰な要求や暴言から「教職員を守り」、授業や学校運営に支障をきたさないための「カスタマー(又はモンスター・ペアレント)ハラスメント防止」に関する取組状況を示して欲しい。</p> <p>なお、いじめや暴力行為等から「児童生徒を守り」、かつ、カスハラから「教職員を守る」ことにおいて重要なキーワードは、日頃からの「教職員間の団結・連帯」だと思っているが、どうか。</p>	<p>御意見を参考にさせていただき、46ページの「Ⅲ-③ 学校における働き方改革の推進」を、次のように修正します。</p> <p>「1 現状と課題」の「○ 学校における課題が複雑化・多様化する中において、学習指導要領を踏まえた教育課程等を確実に実施し、」の部分で、「○ 学校が対応する課題の多様化・複雑化、教師の厳しい勤務実態、臨時的任用教員等が確保できない「教師不足」等が問題となっている中、教師が子どもたちに向き合う時間を確保し、」に改めます。</p> <p>「2 これからの施策の方向性」の冒頭に、「○ 各学校における教職員の勤務時間管理及び健康管理、業務分担の見直しや適正化、必要な環境整備等の徹底を推進します。」を追加します。</p> <p>「3 主な取組」の冒頭に、「○ 「指宿市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画」を策定し、当該計画に基づき、学校への支援、首長部局との連携、地域の理解を得るための周知・広報等に努めます。」を追加します。</p> <p>御指摘のあった「教職員を守る」ことについては、追記した「業務量管理・健康確保措置実施計画(R8.4.1策定・公表予定)」で具体的に述べます。</p> <p>なお、御意見をいただいた「教職員間の団結・連帯」の重要性については正にその通りであり、本市教育委員会では、同様の概念を「職員の同僚性」と表現し、その大切さを学校に指導しているところです。</p>
11	その他	<p>報道によれば、文科省が昨年12月22日に発表した調査結果によると、児童生徒へのわいせつ行為などで処分を受け免許を失効した教員のデータ・ベース(DB)の利用状況は、2023年度以降に教員採用を行った自治体等のうち7割近くが正しく活用していなかったとのことである。指宿市のこのDBの利用状況などを示して欲しい。</p>	<p>御意見を踏まえ、44ページ「Ⅲ-① 開かれた学校づくり」の「3 主な取組」の4項目の次に、「○ 学校現場の安全を確保するため、国による「特定免許失効者管理システム」を引き続き適正に利用し、子どもへの性暴力等を理由に教員免許を失効した者が再び教壇に立つことを防ぎます。あわせて、令和8年12月25日施行の「こども性暴力防止法」に基づき、児童生徒が安心して教育を受けられる環境づくりに努めます。」を追加します。</p>
12	その他	<p>2026年12月に開始予定とされている、教職員の採用における性犯罪歴確認のための「日本版DBS」運用指針の活用方針について、考えを示して欲しい。また、そのことを本後期計画に盛り込んでおく必要はないか。</p>	